

「退職制度の見直し」で公労委にあせん申請

首切りの「三本柱」強行を許すな！ 退職強要の

いわゆる「三本柱」のうち、「退職制度の改訂案」について組合要求を対置し団体交渉を重ねてきたが、当局のかたくな姿勢により対立のまま推移してきた。 動労千葉は、このまま団体交渉を継続しても早期解決は不可能と判断し、十二月二十四日、公労委にあつせん申請を行った。

事実上の退職強要攻撃

国鉄当局は七月十日、「余剰人員調整策」と称し、退職制度の見直し、一時帰休、派遣についての提案を行ってきた。

これは、国鉄再建監理委員会の「緊急提言」に基づく、10万人首切りの突破口としてのいわゆる「三本柱」攻撃であり、このうちの「退職制度の見直し」は、55才をこえて在職する者の昇職、昇給、昇格、ベースアップ、特別昇給のすべてを廃止することで事実上、退職を強要するものである。

動労千葉は八月二二日、申17号をもって政府・国鉄当局の失政の責任を国鉄労働者に転嫁する施策の撤回と、60才定年制が社会的すう勢となり、退職年金受給開始年令が引上げとなった現在に見合った在職、退職条件の改善を申し入れた。

しかし当局は、誠意ある回答を示さないばかりか団体交渉の一方的打ち切りを通告し、「一時帰休」「派遣」に関する取り扱いについて強行してきた。

動労「本部」革マルの 片仕切りを許すな！

一九八五年四月一日以降の55才以上の退職条件在職条件の早急な確立が不可欠との立場から、動労千葉は十二月十日、申9号をもって従来通り取り扱う事を申し入れ団体交渉を重ねてきた。 しかし、当局はかたくなな姿勢を変えず、対立したまま推移してきた。 主な対立点は次のとおりである。

組合	当局
退職条件及び在職条件は現行の「年度末における退職者等の取扱いに関する協定（昭和56年12月25日協定）」に基づいて行うこと。	1. 退職条件は次のとおりとする。 年令56才以上の者 特別昇給は行わない。 2. 在職条件は次のとおりとする。

満55才の退職条件を年金開始年令にあわせるよう改訂すること。	56才以上の退職条件の見直しを「余剰人員調整策」別紙1で提案した内容による。
年令55才以上の者 定期昇給及びベースアップは行わない。 昇職・昇格は行わない。	

動労千葉は、これ以上団体交渉を継続しても本事業の早期解決は不可能であり、動労「本部」革マルが片仕切りを強行する動きにあることから、十二月二二日、当局に対し団体交渉の打ち切りを通告し、十二月二四日、国労とともに公労委にあつせん申請を行った。

組合員、家族、OB会が参加して 団結もちつき大会を開催



成田支部通信員・発 成田支部は12月16日、第四回団結もちつき大会をおこないました。 支部組合員、家族会、OBなど多数が参加し、8時から1俵のもちをつきあげ、全員でつきたてのもちをほろぼしました。午後1時より、花崎町民会館での交流会に移りました。大畑副支部長の司会により、日暮支部長が「親睦を深め、より一層の団結をかちとろう」とあいさつ、又、OB会より元支部長の渡辺氏が「現在の国鉄労働者いじめは許しがたい。OBも皆さんの力になりたい」とあいさつ、さらに高木家族会会長、川島サークル部長のあいさつを受け、和気合々の会食に移りました。 手造りの料理を食べ、酒も入って昔話に花が咲くなかで、より一層の団結と親睦を深め、最後に組合歌を合唱して成功裡に終了しました。